

# コロナにまけない！春日井応援券『つかエール 2021』第2弾実施要綱

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大、それに伴う外出自粛の影響により大きく冷え込んだ地域経済の活性化並びに特に大きな影響を受けた中小・零細事業者の支援を目的に実施する。

2. 事業名称 春日井応援券発行事業

3. 商品券名 春日井応援券「つかエール 2021」

4. 実施主体 春日井応援券発行事業実行委員会

## 5. 事業内容

### (1) 登録店資格

春日井市内に店舗を有する飲食業、小売業、サービス業など

※ただし、食品スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター並びに店舗面積が1,000㎡を超える店舗を除く

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条の適用を受けている店舗、その他当要綱の規定に沿えない店舗は登録できません。

(2) 登録店申込期間 令和3年12月13日（月）～12月17日（金）

(3) 応援券発行総額 1億2千万円（内、プレミアム分2千万円）

### (4) 応援券販売単位

5,000円（@500円×12回分、額面6,000円）のスタンプカード

※プレミアム分は一律20%

注1）応援券は、スタンプカードです。スタンプ枠の消し込みにより残額を管理します。

注2）応援券は、利用者（購入者）が登録店の中から選んだ店（応援したい店）のみで利用ができます。

### (5) 販売期間

令和4年1月中旬～1月31日（月） ※販売開始日は各店舗にて設定可能

### (6) 購入できる方

春日井市在住、在勤、在学の個人（年齢制限なし）

### (7) 販売方法

利用者が利用したい店舗へ「購入申込書」を提出すると同時にその場で応援券を販売第1弾にて購入した利用者でも、第2弾の個人上限まで購入可能

### (8) 販売場所

各登録店店頭（店頭にある応援券が無くなり次第終了）

### (9) 購入制限

利用者購入上限額：各店舗1人あたり3万円まで

※ただし各店舗で1人あたりの上限を下げることは可能

※複数店舗での購入も可能

登録店取扱上限額：第2弾からの参加店舗は1店舗あたり130万円まで

（店舗登録申請時、希望金額を記入）

第1弾参加店舗は第1弾と合算し130万円上限で希望額を調査のうえ確定

※必ずしも希望金額に添えるとは限りません。後日販売額をお知らせします。

## (10) 利用期間

令和4年1月中旬～令和4年12月31日（土）

## 6. 登録店の費用

### (1) 登録料（登録店1店舗あたり）

3,000円（商工会議所会員、春日井市商店街連合会加盟商店街等の加盟店 又は「愛知県感染防止対策協力金営業時間短縮枠」対象外の飲食店）

15,000円（上記に該当しない店舗）

※ただし第1弾参加店舗は、新たに登録費用は必要ありません。

## 7. 登録店の役割・注意事項

- (1) 販売期間中に利用者（購入者）が来店しますので、店頭にて「購入申込書」を記入いただき、販売期間に応援券の販売を行って頂きます。（購入申込書及び代金の受領）
- (2) 販売期間中に受付した「購入申込書」は各店にて保管し、販売期間終了後に速やかに実行委員会（商工会議所）へ提出してください。なお、応援券を全て販売した場合は、その時点で提出可能です。（提出締切：令和4年2月10日（木））  
ただし、「購入申込書」は必ず登録店ごとに取りまとめの上、保管・提出をお願いします。複数店舗を展開している事業所は特にご注意ください。  
販売期間後、応援券が余った場合は、「購入申込書」と一緒に返還してください。
- (3) 登録店により応援券が利用できる商品・サービスに制限を設ける場合は、各店舗において『店頭での表示』、『お客さまへの接客』等により十分にご案内をしてください。
- (4) 応援券でのタバコ、税金及び電気・ガス・水道等の公共料金並びに有価証券・切手・ギフト券等の換金性の高い商品への利用はできません。※お酒の販売は可能です
- (5) 応援券裏面の取扱登録店欄に登録店の押印がない応援券は、理由を問わず無効です。ご留意いただくとともに、応援券利用の際は必ず確認を行ってください。
- (6) 応援券の利用期限は、令和4年12月31日（土）です。
- (7) 応援券で代金を受領の際、釣銭が発生しても出さないようにしてください。  
500円単位以上の商品・サービスに利用いただくようお客様にご案内ください。
- (8) 使用済み応援券は、破棄してください。
- (9) 応援券及び購入申込書の盗難・紛失・汚損または滅失などに関して、実行委員会は一切その責を負いません。保管には十分ご注意ください。
- (10) 利用期間内にやむを得ず店舗を閉店する場合は、実行委員会へ連絡の上、販売済みの顧客に残金の清算等を必ず行ってください。
- (11) 自身の店舗の応援券については、経営者、従業員及び店舗関係者は購入できません。
- (12) 故意に閉店させたことが発覚した場合は、応援券申込相当額を返金していただきます。不正に応援券及びプレミアム分を取得する等の行為が発覚した場合は、「補助金適正化法」により、ただちに相当額の返金を求めるとともに参加資格を停止し、事業者名をHP等で公表します。なお、悪質な場合は当局への通告を行います。
- (13) 申込者の個人情報には厳重に管理するとともに、当事業以外の利用はできません。
- (14) 店頭での販売に関する対応は、通常の店舗利用者と応援券購入のみのお客様の対応を分ける、掲示物を貼る等、利用者に分かりやすい対応方法を十分に検討してください。

- (15) 春日井商工会議所が発行する感染防止啓発ポスター掲示及び同ポスター掲載内容  
①従業員のマスク着用・手洗いの徹底、②事業所内を清潔に保ち適宜消毒を実施、  
③定期的に換気、④お客様へのお願い)を実施し、国・愛知県等の新型コロナウイルス感染防止対策を順守してください。
- (16) 上記の事項に従わない場合や、不正等が発覚した場合は、プレミアム分の返還等を求めるとともに、今後、実行委員会が主催する同様の取組等への参加をお断りさせていただきます。

## 8. 登録店のPR手法

- (1) ホームページ（パソコン用、スマホ用）での登録店一覧掲載を行います。一覧表の掲載項目は、登録店番号・店舗名・所在地・TEL・URLとし、実行委員会の定めた業種区分で掲載します。
- (2) 新聞記事等で、登録店一覧の掲載を行うホームページへ誘導します。

## 9. 当事業PR計画

- (1) 新聞各社（中日新聞、中部経済新聞他）に事業PR掲載依頼
- (2) ホームページ等（春日井市・春日井商工会議所・春日井市商店街連合会）によるPR

## 10. 入金方法

- (1) 利用者（購入者）に販売した“代金”の入金  
登録店頭にて販売対応をした際に、利用者（購入者）から受領した応援券の代金を、各登録店の売上として入金してください。  
※別途、請求や換金手続きなどは必要ありません。  
※会計上の経理処理については、各店舗に合わせて対応をお願いします。
- (2) 申込・販売時に受付した「購入申込書」等の提出による“プレミアム分”の入金  
登録店頭にて販売対応をした際に受付した「購入申込書」等を実行委員会（商工会議所）に提出することで後日、プレミアム分金額を指定口座へお振込みさせていただきます。  
※予約申込・販売対応時は、必ず「購入申込書」で受付し、保管してください。  
※「購入申込書」の提出がない場合は、プレミアム分算出に必要な情報が得られないため、いかなる理由があっても、プレミアム分のお支払いはできません。  
※店頭にある応援券を全て販売した場合は、販売期間終了を待たずに提出が可能です。  
【購入申込書提出期間】各店舗販売開始日～令和4年2月10日（木）【厳守】  
【プレミアム分支払日】令和4年2月21日（月）予定

## 11. 登録店申込時の提出書類

- (1) 取扱参加店登録申込書

## ◎お問合先

春日井応援券発行事業実行委員会（事務局 春日井商工会議所 事業推進課）  
春日井市鳥居松町5丁目45番地 TEL (0568) 81-4141 FAX (0568) 81-3123